

東北電原運第52号

2021年2月19日

原子力規制委員会 殿

仙台市青葉区本町一丁目7番1号

東北電力株式会社

取締役社長 社長執行役員

樋口 康二郎

東通原子力発電所原子炉施設
保安規定変更認可申請について

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の24第1項の規定により、下記のとおり東通原子力発電所原子炉施設保安規定の変更認可を申請いたします。

記

1. 変更の内容

平成16年6月30日付平成16・06・04原第17号で認可を受け、別表のとおり変更認可を受けた東通原子力発電所原子炉施設保安規定の記述を、別添の東通原子力発電所原子炉施設保安規定変更比較表の変更後欄のとおり変更する。
(ただし、下線は含まない。)

2. 変更理由

(1) 組織整備に伴う変更

組織整備に伴い、以下の関連する保安規定条文の変更を行う。

(変更する条文)

- ・第4条（保安に関する組織）
- ・第5条（保安に関する職務）
- ・第96条（保全区域）
- ・第97条（周辺監視区域）

3. 施行期日

本規定は、原子力規制委員会の認可を受けた後、第4条 図4の発電所の保安に関する組織への変更を行う日から施行する。

以 上

東通原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可の経緯

	認 可 年 月 日	認 可 証 番 号
1	平成 16 年 8 月 31 日	平成 16・08・11 原第 12 号
2	平成 16 年 12 月 17 日	平成 16・11・17 原第 10 号
3	平成 17 年 11 月 28 日	平成 17・11・07 原第 2 号
4	平成 18 年 2 月 22 日	平成 18・01・27 原第 11 号
5	平成 18 年 10 月 27 日	平成 18・10・12 原第 5 号
6	平成 19 年 6 月 12 日	平成 19・05・18 原第 2 号
7	平成 19 年 12 月 13 日	平成 19・09・28 原第 36 号
8	平成 19 年 12 月 13 日	平成 19・11・30 原第 22 号
9	平成 20 年 6 月 18 日	平成 20・05・28 原第 9 号
10	平成 20 年 8 月 22 日	平成 20・07・11 原第 9 号
11	平成 20 年 12 月 12 日	平成 20・10・31 原第 7 号
12	平成 21 年 10 月 14 日	平成 21・08・17 原第 6 号
13	平成 22 年 1 月 22 日	平成 21・12・17 原第 2 号
欠番	—	—
15	平成 23 年 5 月 6 日	平成 23・04・08 原第 56 号
16	平成 23 年 5 月 11 日	平成 23・04・22 原第 11 号
17	平成 24 年 9 月 6 日	20120731 原第 7 号
18	平成 25 年 7 月 5 日	原管 B 発第 1307046 号
19	平成 26 年 1 月 28 日	原管 B 発第 1401282 号
20	平成 27 年 10 月 2 日	原規規発第 1510022 号
21	平成 28 年 3 月 24 日	原規規発第 1603248 号
22	平成 29 年 6 月 30 日	原規規発第 1706303 号
23	平成 30 年 2 月 6 日	原規規発第 1802068 号
24	平成 31 年 2 月 15 日	原規規発第 1902154 号
25	令和 元年 6 月 3 日	原規規発第 19060311 号
26	令和 2 年 2 月 21 日	原規規発第 20022113 号
27	令和 2 年 9 月 17 日	原規規発第 20091710 号

東通原子力発電所原子炉施設保安規定変更比較表

変更前	変更後	理由
<p data-bbox="350 449 1133 583">東通原子力発電所 原子炉施設保安規定</p> <p data-bbox="620 940 860 982"><u>令和2年9月</u></p> <p data-bbox="543 1045 946 1096">東北電力株式会社</p>	<p data-bbox="1537 449 2320 583">東通原子力発電所 原子炉施設保安規定</p> <p data-bbox="1843 940 2006 982">__年__月</p> <p data-bbox="1727 1045 2131 1096">東北電力株式会社</p>	

変更前	変更後	理由
<p>(保安に関する組織)</p> <p>第4条 発電所の保安に関する組織は、図4のとおりとする。</p> <p>図4 発電所の保安に関する組織図</p> <p>(本店)</p> <p>社長</p> <ul style="list-style-type: none"> 品質マネジメントシステム管理責任者 (原子力考査室長) <ul style="list-style-type: none"> 資材部長 土木建築部長 燃料部長 品質マネジメントシステム管理責任者 (原子力本部長) <ul style="list-style-type: none"> 原子力部長 — ※1 <ul style="list-style-type: none"> 原子炉施設保安委員会 原子力品質保証室長 <ul style="list-style-type: none"> ※1 — 原子力技術訓練センター所長 <p>(原子力本部)</p> <p>(東通原子力発電所)</p> <ul style="list-style-type: none"> 発電用原子炉主任技術者 電気主任技術者 ボイラー・タービン主任技術者 ※2 — 所長 <ul style="list-style-type: none"> 品質保証室長 原子炉施設保安運営委員会 <ul style="list-style-type: none"> 総務課長 警備課長 技術課長 防災課長 放射線管理課長 電気必修課長 機械必修課長 土木建築課長 発電管理課長 — 発電課長 	<p>(保安に関する組織)</p> <p>第4条 発電所の保安に関する組織は、図4のとおりとする。</p> <p>図4 発電所の保安に関する組織図</p> <p>(本店)</p> <p>社長</p> <ul style="list-style-type: none"> 品質マネジメントシステム管理責任者 (原子力考査室長) <ul style="list-style-type: none"> 資材部長 土木建築部長 燃料部長 品質マネジメントシステム管理責任者 (原子力本部長) <ul style="list-style-type: none"> 原子力部長 — 原子力人財育成課長 <ul style="list-style-type: none"> 原子炉施設保安委員会 原子力品質保証室長 <ul style="list-style-type: none"> ※1 <p>(原子力本部)</p> <p>(東通原子力発電所)</p> <ul style="list-style-type: none"> 発電用原子炉主任技術者 電気主任技術者 ボイラー・タービン主任技術者 ※1 — 所長 <ul style="list-style-type: none"> 品質保証室長 原子炉施設保安運営委員会 <ul style="list-style-type: none"> 総務課長 核物質防護課長 技術課長 防災課長 放射線管理課長 電気必修課長 機械必修課長 土木建築課長 発電管理課長 — 発電課長 	<p>理由</p> <p>組織整備に伴う変更 (原子力技術訓練センター所長から原子力人財育成課長へ変更) (警備課長から核物質防護課長へ変更)</p>

東通原子力発電所原子炉施設保安規定変更比較表（2020年度 東北電原運第52号）

東北電力株式会社

変更前	変更後	理由
<p>(保安に関する職務)</p> <p>第5条 保安に関する職務のうち、本店組織の職務は次のとおり。</p> <p>(略)</p> <p>(9) 原子力技術訓練センター所長は、教育・訓練（保安教育を除く。）の総括に関する業務を行う。</p> <p>2. 保安に関する職務のうち、発電所組織の職務は次のとおり。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 警備課長は、保全区域および周辺監視区域の管理に関する業務を行う。</p> <p>(略)</p> <p>(保全区域)</p> <p>第96条 保全区域は、添付3に示す区域とする。</p> <p>2. 警備課長は、保全区域を標識等により区別する他、必要に応じて立入制限等の措置を講じる。</p> <p>(周辺監視区域)</p> <p>第97条 周辺監視区域は、図97に示す区域とする。</p> <p>2. 警備課長は、第1項の周辺監視区域境界に、柵を設けるかまたは標識を掲げることにより、業務上立ち入る者以外の立ち入りを制限する。ただし、当該区域に立ち入るおそれのないことが明らかな場合は、この限りでない。</p> <p>(略)</p>	<p>(保安に関する職務)</p> <p>第5条 保安に関する職務のうち、本店組織の職務は次のとおり。</p> <p>(略)</p> <p>(9) 原子力人財育成課長は、教育・訓練（保安教育を除く。）の総括に関する業務を行う。</p> <p>2. 保安に関する職務のうち、発電所組織の職務は次のとおり。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 核物質防護課長は、保全区域および周辺監視区域の管理に関する業務を行う。</p> <p>(略)</p> <p>(保全区域)</p> <p>第96条 保全区域は、添付3に示す区域とする。</p> <p>2. 核物質防護課長は、保全区域を標識等により区別する他、必要に応じて立入制限等の措置を講じる。</p> <p>(周辺監視区域)</p> <p>第97条 周辺監視区域は、図97に示す区域とする。</p> <p>2. 核物質防護課長は、第1項の周辺監視区域境界に、柵を設けるかまたは標識を掲げることにより、業務上立ち入る者以外の立ち入りを制限する。ただし、当該区域に立ち入るおそれのないことが明らかな場合は、この限りでない。</p> <p>(略)</p> <p>附則（ 年 月 日 原規規発第 号） （施行期日） 第1条 本規定は、原子力規制委員会の認可を受けた後、第4条 図4の発電所の保安に関する組織への変更を行う日から施行する。</p>	<p>組織整備に伴う変更 （原子力技術訓練センター所長から原子力人財育成課長へ変更） （警備課長から核物質防護課長へ変更）</p> <p>変更に伴う附則の追加</p>